

平成25年(東)第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人

相手方 東京電力株式会社

勧告に関する意見書

平成27年4月2日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 先生

同 先生

同 先生

申立人ら復代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

ほか

申立人らは、貴パネルが平成27年1月23日付「勧告」の勧告2に関しあらためて勧告を提示するに際し、以下の内容にて提示するよう提案します。

第1 勧告2

相手方は、平成27年4月16日(木)15時までに、少なくとも平成27年1月23日付「勧告」別紙記載の申立人について、個別の諾否回答をしていただきたい。

万が一、和解案を拒否する場合は、上記申立人ごとに陳述書の内容を踏まえ、提示済みの和解案が不当であるとする個別具体的な理由を明記

されたい。理由を記載するに際しては、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大に対する慰謝料（添付書面では「将来不安慰謝料」とする。）、75歳以上の申立人について特に認められた生活阻害等に対する増額慰謝料（添付書面では「生活阻害増額慰謝料」とする。）のそれぞれについて諾否と具体的理由を記載されたい。

記載方法については添付書面を参考とされたい。

【提案理由】

- 1 相手方は和解案で提示された将来不安慰謝料及び75歳以上の申立人に関する生活阻害増額慰謝料について、損害としては認めるが一律の賠償に応じられないということか、そもそも損害項目として全く認めないということかは必ずしも明らかではありません。損害項目として全く認めないのであれば、確認作業を行っても相手方は和解案を受諾しないこととなります。そこで、その点を明らかにするために、損害項目ごとに諾否と拒否の場合の具体的理由の記載を勧告するよう希望します。
- 2 また、拒否の具体的な理由を明確にしてもらうことで、勧告3の確認作業をより建設的に進めることが可能になります。すなわち、相手方が和解案を正しく理解せずに拒否をしているのであれば、パネルからその点をさらに説明する必要があると思います。

この観点からも、拒否の具体的な理由の記載を勧告してください。

第2 勧告3

- 1 当パネルとしては、75歳以上の申立人に関して、和解案の内容について、少なくとも和解案として示した賠償額を下回るような申立人がいないことを、実証的・具体的に確認する作業（以下「確認作業」とする。）を行う用意がある。なお、確認作業は申立人全体について本件の和解案に基づく和解契約を成立させる目的で行うものであり、和解案の内容を変更するものではなく、また申立人の一部についての先行和解を求めるものではない。

【提案理由】

なお書きについて理由を補足します。

申立人としては申立人全員についての本件和解案に基づく和解契約成立が唯一最大の目標です。和解案の内容が変わるとか、各申立人の間でこれ以上の差異が生じることには求めています。75歳以上の先行和解のように和解契約が異時に成立することも各申立人の間での差異を生じさせることとなります。

よって、勧告にはこの点を明示していただきたく提案します。

- 2 確認作業の範囲・手順・方法などについては、申立人から相手方に協議の機会を申し入れ、確認作業の実施に先立って合意するようにされたい。

申立人及び相手方には、和解案提示理由書及び和解案提示理由補充書による和解案の趣旨、平成27年1月23日付「勧告」及び本勧告による確認作業の趣旨を十分に理解し、確認作業について合理的で最低限度の範囲・手順・方法について合意することが期待される。

協議には仲介委員または調査官が同席し、必要に応じて和解案の趣旨、確認作業の趣旨を適宜教示して進行を整理する。

その際、特に相手方においては、確認作業の趣旨、すなわち高齢者について早期和解成立が必要かつ喫緊の要請である点を理解し、立証責任の所在に拘泥せず、積極的な態度で協議に臨まれたい。

【提案理由】

相手方のこれまでの回答書や進行協議での発言に接すると、相手方が和解案の趣旨を正しく理解しているかは疑わしいように思います。そこで、協議については当事者間で行うとしても、相手方が和解案の趣旨に反する主張を繰り返すなど、協議の進行が困難にならないように仲介委員または調査官が同席し、必要に応じて交通整理をしていただき、下記合意の成立に可能な限りご協力いただけるよう希望します。

同様に、相手方の進行協議での発言に接すると、立証責任が申立人にある点を繰り返し主張し、非協力的な態度を取る蓋然性が高いように思います。仲介委員または調査官に同席いただき、相手方が進行に積極的に協力するように調整していただけるようよろしくお願いします。

以上